

**議案第33号 平成27年度習志野市一般会計補正予算（第2号）**

1	歳入歳出補正予算	補正前	568億1,106万8千円
		補正額	8,288万8千円
		補正後	568億9,395万6千円

（歳出概要） ・ 公共下水道事業特別会計繰出金（消費税納付金）

**議案第34号 平成27年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

1	歳入歳出補正予算	補正前	76億 294万7千円
		補正額	8,288万8千円
		補正後	76億8,583万5千円

（歳出概要） ・ 下水道維持事務費（消費税納付金）

**議案第35号 平成27年度習志野市一般会計補正予算（第3号）**

1	歳入歳出補正予算	補正前	568億9,395万6千円
		補正額	1億4,365万3千円
		補正後	570億3,760万9千円

（歳出概要） ・ 地方創生先行事業（定住促進）  
 ・ 地方創生先行事業（ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価）  
 ・ 地方創生先行事業（発達支援施策）  
 ・ 空家等対策事業  
 ・ マイナンバー交付事務費  
 ・ 児童扶養手当支給事業  
 ・ （仮称）大久保こども園整備事業  
 ・ 橋りょう対策事業  
 ・ JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業  
 ・ 幼稚園奨励費補助費

## 2 継続費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)大久保こども園整備事業(設計業務委託)	60,210	平成27年度	4,197
				平成28年度	56,013

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	3 都市計画費	JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業(昇降施設設置工事)	337,016	平成26年度	22,300	22,300	平成26年度	22,300
				平成27年度	314,716		平成27年度	0

## 3 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう対策事業	259,200
	3 都市計画費	JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業	337,016

## 4 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
第三期ちば電子申請システム使用料	6年	使用料1,500千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

<b>議案第36号 平成27年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</b>
--

1 歳入歳出補正予算	補正前	76億8,583万5千円
	補正額	1,000万円
	補正後	76億9,583万5千円

(歳出概要) ・印旛処理区単独事業

2 継続費  
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道事業費	2 事業費	印旛処理区単独事業 (大久保2丁目地内 下水道設計業務委託)	28,000	平成27年度	10,000
				平成28年度	18,000

<b>議案第37号 習志野市空家等対策協議会条例の制定について</b>
-------------------------------------

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置するため、条例を制定するものです。

《習志野市空家等対策協議会の概要》

<b>組織・委員</b>	<p>1 協議会は、委員15人以内で組織します。</p> <p>2 委員は、市長のほか、地域住民、議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識権者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。</p>
<b>任期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任期は2年とし、再任できるものとします。</li> <li>・補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</li> </ul>
<b>委員の報酬</b>	日額7,300円とします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

## 議案第38号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」）が施行されることに伴い、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

### 1 市の責務

個人番号<sup>※1</sup>（マイナンバー）の利用及び特定個人情報（個人番号が含まれる個人情報）の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

### 2 庁内における特定個人情報の利用・提供

特定個人情報について、庁内において一定の場合に利用・提供を行うことができるよう規定します。

### 3 特定個人情報の利用等による添付書類の省略

特定個人情報の利用・提供により、申請等の手続の際に必要なとされる添付書類の一部を省略することができることとします。

### 4 習志野市手数料条例の改正

次のように、個人番号の通知カード及び個人番号カードを紛失した場合等の再交付手数料の規定を追加し、併せて住民基本台帳カードの交付手数料を削除します。

通知カードの再交付	1件につき	500円
個人番号カードの再交付	1件につき	800円 <sup>※2</sup>

※1 「個人番号」とは、住民票コードを変換して作られる12桁の番号で、個人に割り振られるもの。

※2 市民が窓口で負担する金額は、個人番号カードに搭載される電子証明書の再発行手数料200円（市が、電子証明書を発行する「地方公共団体情報システム機構」に代わって徴収）を加えた1,000円となります。

### （施行期日）

平成28年1月1日から施行します。ただし、4の通知カードの再交付手数料については、平成27年10月5日から施行します。

**議案第39号 習志野市職員の再任用に関する条例及び習志野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方公務員等共済組合法が改正されることから、条例で引用している法律名及び条項番号を改正するものです。

(施行期日)

平成27年10月1日から施行します。

**議案第40号 習志野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について**

- 1 マイナンバー法の施行に伴い導入される特定個人情報の取扱いについて、必要な保護措置を講ずるため、所要の改正を行います。
- 2 国の制度に合わせ、法人や団体の役員情報を、個人情報として取り扱うこととします。
- 3 業務委託等に関する改正
  - (1) 市が、業務委託等を行う場合にとるべき個人情報保護措置<sup>※1</sup>について、派遣労働者に従事させる場合も対象とします。
  - (2) 業務委託を受けたものに加え、下請業者等の再受託者等に対しても、個人情報保護措置をとらなければならないこととします。
  - (3) 守秘義務及び罰則規定の対象範囲を拡大します。
- 4 データで保存されている自己情報についての開示方法を拡大します（現行は紙への印刷のみによる開示）。
- 5 存否応答拒否<sup>※2</sup>の規定を国の制度と同様に新設します。
- 6 その他所要の改正を行います。

※1 「個人情報保護措置」とは、個人情報の保護に関し、契約等により必要な責務を課すこと。

※2 「存否応答拒否」とは、請求に係る個人情報が存在するか否かを明らかにしないで、開示請求を拒否すること。

(施行期日)

平成27年10月5日から施行します。ただし、3については、平成28年1月1日から施行します。

**議案第41号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

「建築基準法」の改正に伴い、新たな手数料を設定するものです。

**手数料の額**

建築物の敷地外移転に係る認定事務手数料 32,000円

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第42号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）**

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅泉団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

**議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所	習志野市本大久保
氏 名	浅田 和子（あさだ かずこ）
任 期	3年

**議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市香澄  
 氏 名 岩田 寛 (いわた ひろし)  
 任 期 3年

**議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市実籾  
 氏 名 櫻井 富士雄 (さくらい ふじお)  
 任 期 3年

**議案第46号 工事委託契約の締結について（津田沼浄化センターポンプ設備改築工事）**

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 津田沼浄化センターポンプ設備改築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 683,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 谷戸 善彦
- 5 工事場所 習志野市芝園三丁目3番1号
- 6 工事期間 契約日から平成29年3月31日まで
- 7 工事概要 汚水ポンプ設備改築工事 一式

**議案第47号 市道の路線認定について**

認定する路線は、1路線です。

認定 1路線

認 定 理 由	路 線 名
国有地の譲与に伴うもの	東習志野1丁目 12-055号線